

平成 30 年第 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 30 年 12 月 12 日

亀井委員

先ほど、先行会派の議論を聞いていて、局長の答弁と課長の答弁のトーンが少し違うと思ったことがあったので、それについて、まずお聞きします。私、農業に関しては、全くの素人なので、基本的なところから、お聞きしていきたいと思うのですが、まず、神奈川県全域の農業が都市農業であるということが大前提のようなのですが、その上で、この条例の目的を達成するためにと書いてあって、農地の明確化を図るために、特に保全すべき農地として定義付けをするということを言っていたが、特に保全すべき農地というのはどういうところを言うのですか。

農政課長

特に保全すべき農地でございますが、三つ、大きくございます。一つは、市街化区域内にあります生産緑地地区内に存する農地、それから、都市計画法に基づき指定される田園住居地内の農地、さらに三つ目として、市街化調整区域内にあります農業振興地域内にある農用地区域、この三つが、特に保全すべき農地ということでございます。

亀井委員

この場所を三つ特出ししたのはなぜですか。

農政課長

これらの三つにつきましては、それぞれ法律によって、今後とも農地として利用されること、いわゆる土地利用の制限がかかっているということでございます。さらに、そういった三つを特に保全すべき農地ということで明確にすることによって、県の施策につきましても重点化を図っていくといった理由でございます。

亀井委員

そうすると、重点化を図らない、その他の場所というのはあるのですが、その他の場所については、重点化した、要するに仕事を削減して重点化しなかったところに関しては、仕事を落とすということなのですか。

農政課長

特に保全すべき農地以外につきましては、いろいろと県の支援というのがある中で、ソフト等については、これは今まで同様に行っていきますが、ハード整備等につきましては、これは特に保全すべき農地に関してやっていきたいということです。そういったことを進めることによって、特に保全すべき農地以外につきましては、保全すべき農地へと移行を促進していきたいと考えているところです。

亀井委員

いろいろなご意見があったということですが、その異論のある御意見の意図は何なのですか。

農政課長

一つは、県内全域を都市農業とする条例であるのに、保全すべき農地として

区分するのはいかなものかということ。それから、農用地区域の話でいきますと、重点的に農業施策を投じている地域であり、原則転用を禁止されている地域でございますが、いろいろ地域の事情によって転用等をせざるを得ない状況も出てきます。しかし、そういったときに、条例に位置付けられることによって、転用が厳しく運用されるのではないかとといった懸念が生じる可能性があるということから出てきた意見ではないかと考えております。

亀井委員

今回、素案という形でお出しいただいたところで、大きく言ってしまうと、田園住居地域とか、農用地区域とか生産緑地地区、特に保全すべき農地を特出しして、そこを中心という話だったのだが、この御意見を聞いた上で、もしこれを修正するとした場合、どのような修正が考えられるのですか。

農政課長

その辺につきましては、今月 19 日、都市農業推進審議会がございます。頂いた意見等も、この審議会に伺いまして検討を進めていくということで、現時点でどうするかというのは、白紙状態というところであります。

亀井委員

主観的な見方なのですが、重点地域を設けて、ハード整備に関してはそこを中心に行う、指定されなかったところは少し遅れるかもしれないが、特に保全すべき農地にしていくという方向性というのは、非常に良いと思っていたのですが、いろいろな御意見を聞きながら、検討していった場合、もしこういった特出しを御破算にするような形で考えたとした場合でも、今までと同じことをやっていたら意味がないと思っているのです。全体的な底上げができれば、すごくそれはいいし、特出ししたところを中心に引っ張っていくということもあるかもしれないが、それではなくて、全体的な底上げができればもっといいと思うのです。その全体的な底上げをするためと、先ほど T P P の話もされていましたが、全体的な底上げをするために、しっかりとやらなければいけないと思っておりますが、どのように考えていけばいいのでしょうか。

農政課長

まず、委員からお話もありましたとおり、全体的な底上げ、それが図れるところが一番ベターであると考えておりますが、いろいろな都市農業の状況を踏まえた中で、法律制度が変わってきているという中で、では、どうしたらいいかということで、我々としては、保全すべき農地ということで対象を明確にしていこうと考えたわけですが、今回、いろいろと御意見を頂きました。市町村、農業団体からの意見もございますので、その辺は、真摯に受け止めさせていただきまして、この都市農業の発展のためにはどうしていったらいいかということは、その辺はしっかりと、我々も説明しますし、市町村、団体の意見を伺いながら、改めて検討していきたいと考えております。

亀井委員

冒頭申し上げましたように、神奈川県全体の農業が都市農業なのだということだから、それを前提に考えるということであれば、全体的な底上げを図っていくのが一番ベストかと思っているのです。だから、こういう御指摘を受けたから、今までどおりでいいと思われたら、それはもうマイナスになってしまう

と思うのです。そうではなくて、是非、全体的な底上げが見える化するよう、やはり絶対そういう政策を策定していただきたいし、実行をしていただくことを要望しておきます。

次の質問なのですが、資料のグラフを見ると一目瞭然ですが、小網代の森での実績値と目標値に大きなかい離があります。県としてこのかい離をどのように見ているのですか。

自然環境保全課長

ランドデザインの実施計画に掲げました人数を大きく割り込んでいるといった現状がございます。一般開放させていただいた初年度から順に伸びるであろうと考えていた利用者が、現実には、年を追うごとに減少をしてきているといったことは事実として、この先、広報や普及に努めていかなければいけないと認識しております。直近の、今年度に関しましては、昨年と比べ増の傾向、これは初めてなのでございますが、11月末現在で18%ほどプラスという兆候も出ておりますので、こうした動きに弾みをつけていきたいと考えております。

亀井委員

細かく言うと、例えば、2016年の目標値が115、そして実績が45です。2017年が、目標値が117.5、実績が40という、これだけのかい離が出ていて、2018年に120の目標を掲げるというのはなぜですか。

自然環境保全課長

目標値につきましては、第2期の実施計画、当初定めたものを目標値として掲げておまして、前年実績などにより翌年度に変更するといったことはせず、目標は目標ということで掲げておるものでございます。

亀井委員

目標を掲げたはいいのだが、このかい離を埋めるために具体的に何をしたのですか。

自然環境保全課長

この利用者の増加を目指してということでございますが、一つには、環境学習などを中心とするいろいろなイベント、これは地元のNPOや三浦市、みどり財団といった各主体と連携して行うものでございます。そのほか、イベントのほかにも、京浜急行電鉄などの御協力もいただき、駅へのポスターの掲示や様々なホームページやSNSでの発信といったことで、特別、行事でなくてもお越しいただける利用者の増加ということに取り組んでまいりました。

亀井委員

環境学習というのは、地元の方が改めて学習して、こういう発見もあるのだったら再度行ってみようかなというのだったら学習でいいのだが、外の人が、環境学習を勉強して、行ってみようとは思わないと思うのです。今、課長がおっしゃったように、ポスターの周知とかSNSを見て、こんなにアカテガニがいっぱいいるのだとか、海の近くで自然がいっぱいあるところがあるのだと思って来るわけですね。だから、別に、学習をして、それによって人数増やすということではないのだと思うのです。

ここの場所、私もよく知っている場所なので申し上げますと、三崎口という駅からこの入り口まで来たとしても、入り口がよく分かりません。先ほどの答

弁でもあったように、スタートして見に行くのだが、どんどん下って行ってしまふ。海まで出て、ではどうするかというと、体を鍛える人はまた走って上るかもしれないが、ここを観光で訪れる高齢者の方々は、これをまた上がって帰って、バス停まで行くことはもう無理なので、その下がった海からまた帰らなければいけないという面、でも、帰れないと思うのだが、これに関しては、やはり考えなければいけないと思いますが、この、利便性について、どのようにこれから考えていかななくてはいけないと思いますか。

自然環境保全課長

委員のお話ありがとうございました引橋入り口に関しては、まず、案内が分かりにくいといった声を、実際私もお聞きもしますので、今後も、この引橋入り口から下るところの整地、穴を直すことや道路をしっかりとさせるということと同時に、分かりやすい案内を考えてまいりたいと思います。そしてもう一つ、下ったところは、油壺方面に抜ける先なのでございます。ですので、ここを今年、例えば2月から11月までの土日に、京浜急行電鉄に御協力いただいて、油壺を結ぶ無料のシャトルワゴンを運行していただいたこともございました。こうしたことを引き続き来年度も実施していただけるよう要望させていただいているところでもございます。県としては、横須賀三浦地域の県政総合センター、ここでも、三浦半島全体の観光スポットを周遊して、訪れていただくような取組もしておりますので、小網代の森も含めてアピールしていきたいと考えております。

亀井委員

是非、そういう利便性の追及をしていただかなければいけないと思います。また、先ほど、環境学習の話をしたが、インフォメーションセンターの話もありましたが、そこがもし使えるのであれば5,600万円もかけてトイレの改修をしなくていいわけです。はじめにトイレを済ませて、そこで見るということもできるので、来た方は、やはりここの自然を楽しみたいということに来ていたということを是非頭に入れていただいて、お願いしたいと思います。

また、先ほど、城ヶ島大橋の無料化の話が出たのだが、この小網代の森というところは城ヶ島と本当に目と鼻の先ですよ。だから、この小網代の森の集客によっては城ヶ島の集客にもつながるかもしれない、城ヶ島の集客が、実はこの小網代の森の集客にもつながるかもしれないという関連性を持たせなければいけないと思っておりますが、その辺のところはどのように考えておりますか。

自然環境保全課長

三浦半島全体の観光資源、これの磨き上げ、地域の観光スポットを紹介するといったことを県全体としての取組として行っているわけですが、この小網代の森も、広く神奈川県内だけではなく、京浜急行を御利用いただく東京都にお住まい、通勤の方にもアピールさせていただきまして、三浦半島全般の活性化とともに、小網代の森にも訪れていただける、そういった取組を進めていきたいと考えています。

亀井委員

関連する話なのですが、先ほどの質問で、城ヶ島大橋の修繕費が大体年間4,000万円かかるという話でしたよね。また、この道路は一般道なのですか、そ

れとも漁港の道路なのですかといったときに、先ほどの答弁では漁港の道路だという話でした。そうすると、もし仮に無料化した場合に、この4,000万円の修繕費というのは、環境農政局の財布から出さなければいけないと思うのですが、大丈夫なのですか。

環境農政局企画調整担当課長

財源の話につきましては、先ほども守屋委員からもいただきましたが、実際に城ヶ島大橋が無料になる時期といいますのは、市で判断する、景観の問題ですとかそうしたものがクリアされた時期と聞いておりまして、今後、それにつきましては財政当局と、またその間にも、実際橋を渡ることによって通行料を頂いておりますので、その関係の条例の改正などもありますので、全体を協議する中で財源の問題については考えて行く予定としております。

亀井委員

そうすると、漁港道路だとしても、環境農政局の財布から出さなくてもいいという話ですか。

環境農政局企画調整担当課長

今、委員がおっしゃられたとおり、通常ですと、環境農政局の枠や、そういった形で予算というのは組まれているわけですので、通常、我々の特定財源がなくなってしまうわけですから、その穴埋めをしなければいけないということになるかと思いますが、今回の話というのは、観光セクションなども絡んだ全体的話の中で知事が判断されたものですので、今後どういうふうになっていくかということにつきましては、環境農政局が出すだとか、どこから出すということについては、今の時点では全く決まっていないような状況でございます。

亀井委員

ということは、漁港道路だとしても、環境農政局の財布以外からも出せるということによろしいのですよね。

環境農政局企画調整担当課長

そのことにつきましては、大変申し訳ございません、今の時点で細かく細部を詰めているわけではございませんので、財政当局と相談した中で、お答えさせていただければと思っております。

亀井委員

要するに、漁港道路となると、私の感覚からすると、環境農政局所管の道路だと思っているわけです。そうすると、その修繕に関しては環境農政局サイドの予算から出さなければいけないかと思うから聞いているだけであって、要するに、漁港道路だとしても、別のセクションからお金が出せるから、別に一般道路にする必要はないということになるのですか。

環境農政局副局長兼総務室長

城ヶ島大橋につきましては、今後とも漁港道路として管理していくと御答弁させていただきました。

漁港道路として管理していくということは、管理者は環境農政局ということになりますので、当然、環境農政局の予算の中で維持管理費は出して行く。ただ、それをどういう形で措置するかということについては、今後検討をさせていただくということでございます。

亀井委員

分かりました。ここは漁港道路という用途の割合というのは高くないかなと
思っているのですが、観光バスが来て、先ほど、530 円の通行料を取るとい
う話で、観光とか別の産業もあるので、心配で話をしたのですが、別の方向に議論
が行ってしまいました。そこは整理していただいて、もし、仮に無料化したときに、
4,000 万円の捻出というのは結構大きいと思っているのです。今、そのうちの 7
割、8 割ぐらいは通行料で埋められているのだが、無料化したときはそれもな
くなるわけだから、そこもしっかりと考慮していただかなければいけないと思
って、老婆心ながらお話をさせていただきましたが、是非予算措置も、市民、
県民を心配させないようにお願いしたいと思います。

次に、県有緑地において発生した落石事故に伴う見舞金の支払いについてな
のですが、先行会派でもいろいろと質問をしていらっしゃるので、重複する部
分があるかと思いますが、何点か質問させていただきたいと思います。

本来、この事故の起きた緑地帯、特にのり面、ここは所有権はどこにあります
か。

自然環境保全課長

県が所有する緑地でありますので、県が所有しています。

亀井委員

県が所有することになった経緯について再度確認させてください。

自然環境保全課長

この場所は、先ほど答弁で申し上げました、古都保存法という法律に基づく
歴史的風土特別保存地区の指定を受けておりまして、土地所有者の開発行為を
制限しているということから、この土地所有者から県に対し一定の行為の許可
申請があった場合には、この緑地を保全するという目的から県が不許可の処分
を行った場合には、県が土地を買い入れる義務が法律上発生してまいります。
当該土地につきましても、土地所有者からの開発許可申請があり、県で不許可
処分を行ったため買い入れを行ったと。したがって、県が所有権を今持っている
ということでございます。

亀井委員

ちなみに、のり面も含めて、こういう危険な緑地というか、危険なところと
いうのはほかにどのぐらいあるのですか。

自然環境保全課長

このような法律上の義務に基づき買い入れを行った土地が 290 ヘクタールあ
ると答弁申し上げたところですが、市街地に接するなどして、防災上の管理を
重点的に行わなければいけないという一帯に、箇所数で申し上げますと 40 箇所
あるというように把握をしております。

亀井委員

この 40 箇所から、今後増えていくのですか、減っていく見込みなのですか。

自然環境保全課長

この 40 箇所と申し上げました。防災上の措置、工事が必要なものは順次、優
先度の高いものから工事を行っていくという意味では、この対象箇所は減り得
るのですが、一方で、新たな土地の買い入れや自然の崖の崩落というのも発生

し得るので、この増減について、減らしていきたいという考えはございますが、何とも分からないというのが実情でございます。

亀井委員

そうすると、擁壁の工事になるのですが、新たな買い入れをする人がいるからということで、増えるかもしれないし、工事が進んで減るかもしれない、分からないという話なのだが、例えば、こういう土地を買って、実際に古都保存法を知っていて、開発するという話になって、開発は無理なので県が買いますといったときに、差額を自分の懐に入れるという危険性というのはないのですか。

自然環境保全課長

開発の行為の許可申請を行う方というのは、その当該土地の所有者の方でございます。私どもは、その所有者である名義人に対し、許可なのか不許可なのかという判断をしてまいります。その金額については、適切な鑑定評価の下に判断をさせていただいておりますので、差額といった趣旨のものが発生するかどうかについては承知をしてございません。

亀井委員

これは個人的に関心があったことでもあるが、公共工事をやることによって資産価値が上がってしまって、その上がった価値の分だけ、要するに自分のところに、しっかりと利益があるという話になってしまうと、これは意味が違ってきてしまうかなと思って心配でお聞きしました。それも、是非調べていただいた方がいいと思うのですが、そういう人が、性悪説でいるとした場合なのですが、そういう人がいないことを祈るばかりではあるのですが、是非そういうところも気に掛けていただければと思います。

また、工事も、国の社会資本整備総合交付金を活用した公共工事と県単の事業の2種類があると承知をしているのですが、その違いというのは何でしょうか。

自然環境保全課長

まず、御指摘がございました国の補助金、名称は社会資本整備総合交付金という国土交通省からの交付金でございます。これを国に対し申請し採択を受ける場合には、恒久的な防災維持整備を行う場合、特段の維持管理を要しない恒久的な防災工事を行う場合ということで、具体的には本件工事のようなのり砕工、格子状にコンクリートを斜面に固める工事、こうしたものが公共工事として採択を受けます。それ以外、より軽易な金網で落石を防止するといったものについては採択していただけませんので、県単での対応というように分けてございます。

亀井委員

県土整備局にやってもらっている国交付金事業の中で、公共工事と言われている中には、例えば、斜面の角度とか、高さとか、崖の高さとか、崖の崩落に伴う影響を受ける家屋数という条件があるわけです。そのような基準というのはどうなっていますか。同じ基準でいいのですか。

自然環境保全課長

委員が御指摘いただいた県土整備局では、急傾斜地法などに基づいて、例え

ば、斜度が何度とか、高さが10メートルだとか、5メートルだとか様々な基準がございしますが、私ども、県有地の防災工事としては特段の基準はございません、こうした数値的な基準はございません。

亀井委員

そうすると、プライオリティーの付け方として、指標か何かあるのですか。国のお金も入るわけだから、順番でやっていかなければいけないですね。その基準というか、指標というか、そういうものも持っていないと、順番が狂ってしまったり、適当に順番をつければいいという話になってしまいますが、それはどうですか。

自然環境保全課長

答弁申し上げた40箇所把握しているといった中でも、人家に近い、道路などの公共施設に接している、あるいは市街化区域に接しているといったもので、時折落石が見られるといったようなものは、当然高い優先順位として、より近い時期に工事を行うべきものとして把握をする一方、比較的緊急性の低いものについては、遠い将来の工事というように判断をしているところでございます。

亀井委員

緊急性の判断というのはどうするのですか。

自然環境保全課長

具体的には、定期的な現地の巡視や、あるいは落石があるという通報を受けての現地の確認などといったことを考え合わせまして、この40箇所の中でも、四つぐらいのランク分けと申しますか、優先度のメルクマールを付けて、より高いものからより早期に、国の交付金も活用しつつ実施するというように考えております。

亀井委員

その四つのカテゴリーという分け方があって、そのプライオリティーなのだと思うのですが、ただ、その四つのカテゴリーに分けたときの一番優先のところでも、今回その墓地のところに落石してしまったみたいに、もう明日にでも落石してしまうかもしれないというときは、これは確認ですが、県単の事業ということになるのですか。

自然環境保全課長

委員御指摘のとおり、国の公共事業としての採択を待つことができない、これは今回御報告させていただいた墓地は、昨年補正予算をお認めいただいて緊急に措置させていただいたものでございまして、正に、緊急かつ明白に切迫している防災工事の必要があるといったところについては県単事業として実施していくべきものと考えております。

亀井委員

今回は、お墓が、ああいう形で毀損してしまったのですが、人の命を損なうことがなくて本当によかったと思っておりますが、是非、そういうプライオリティーの付け方も含めて、緊急度の正確性を期すために、これからも取り組んでいただくことを要望して、私からの質問を終わります。